

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊 くろ ー ど

2023

3

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

Vol. 70

1 ゆんたくひんたく

2 令和5年度の雇用保険料率が引き上げ

4 令和5年3月分から健康保険料率に変更

3 賃金引き上げ特設ページを開設

5 老齢年金の繰り下げ制度を一部改正

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル 4F

## ゆんたくひんたく

橋本です。いつも大変お世話になっております。

来月(2023年4月)から中小企業を含むすべての会社を対象として、月60時間を超える時間外労働(残業)の割増賃金率が50%に引き上げられます。

社員が残業したとき、会社は通常の賃金に一定の割増賃金を上乗せして支払う必要があります。一部の大手企業を除き、現在の割増賃金はどれだけ残業しても一律25%です。

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大手企業は50% (2010年4月から適用)  
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大手企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大手企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大手企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

しかし来月からは2段階方式に変更されます。60時間以内の残業は今まで通り25%。一方、60時間を超える残業部分の割増賃金率は50%に引き上げられます。つまり一人の社員に残業が集中してしまうと、今までよりも多くの残業手当の支払いが必要になりますのでご注意ください。

また、固定残業として予め60時間を超える手当を支払っている会社も注意が必要です。割増賃金率がアップすることで、残業未払いが生じる恐れがあります。前もって支給額を見直しするなど何らかの対策を打つことが急務でしょう。

働きたい人や働かないといけない事情のある人にとって、自分の思うような働き方ができない世の中。もちろん法律だから我慢してくださいとしか言えないのですが、昔に比べて生きにくい世の中になったと感じている人はそれなりにいるのではないのでしょうか。

適用待ちの改正

## 令和5年度の雇用保険の保険料率が決定 0.2%(労使で0.1%ずつ)引き上げ

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定されました。財源確保のため、次のように引き上げられることになりました。

### 令和5年度の雇用保険の保険料率

#### 令和5年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分	被保険者負担分	事業主負担分
いわゆる一般の事業	1,000分の <b>15.5</b> 〔1,000分の13.5〕	1,000分の <b>6</b> 〔1,000分の5〕	1,000分の6 〔1,000分の5〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕	計 1,000分の <b>9.5</b> 〔1,000分の8.5〕
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の <b>17.5</b> 〔1,000分の15.5〕	1,000分の <b>7</b> 〔1,000分の6〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕	計 1,000分の <b>10.5</b> 〔1,000分の9.5〕
いわゆる建設の事業	1,000分の <b>18.5</b> 〔1,000分の16.5〕	1,000分の <b>7</b> 〔1,000分の6〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の4.5 〔1,000分の4.5〕	計 1,000分の <b>11.5</b> 〔1,000分の10.5〕



〔 〕は令和4年10月から令和5年3月までの間の率

★ 令和5年4月から令和6年3月までの間の雇用保険の保険料率が決まり、現行の率から1,000分の2（労使で1,000分の1ずつ）引き上げられることになりました。

なお、前年度（令和4年度）には年度途中の引き上げがありましたが、本年度（令和5年度）についてはその予定はありません。

〈補足〉労災保険の保険料率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

要チェック

### 賃金引き上げ特設ページを開設(厚労省)

厚生労働省が「賃金引き上げ特設ページ」を開設しました。この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、平均的な賃金額がわかる検索機能、各種助成金など、賃金引き上げのために参考となる情報が掲載されています。賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用ください！

### 賃金引き上げ特設ページを開設／ページのメニューを紹介

**賃金引き上げ特設ページのメニュー**

**MENU1**

賃金引き上げに向けた  
**取り組み事例**の紹介

**MENU2**

地域・業種・職種ごとの  
**平均的な賃金検索機能**

**MENU3**

賃金引き上げに向けた  
**政府の支援策**の紹介

※厚生労働省の「最低賃金特設サイト」から入ることができます。

★ 中でも、賃金検索機能は地域・業種・職種ごとに平均的な賃金を調べることができる機能となっており、企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。是非ご利用ください。

**適用待ちの改正**

**令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定**

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る協会けんぽ（全国健康保険協会）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分<sup>〈補足〉</sup>）から適用される保険料率の見直しを行います。  
 令和5年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

〈補足〉企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分

.....**令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率**.....

**1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕** \_\_\_\_\_は変更あり（静岡県以外は変更あり）

北海道	10.29%	石川県	9.66%	岡山県	10.07%
青森県	9.79%	福井県	9.91%	広島県	9.92%
岩手県	9.77%	山梨県	9.67%	山口県	9.96%
宮城県	10.05%	長野県	9.49%	徳島県	10.25%
秋田県	9.86%	岐阜県	9.80%	香川県	10.23%
山形県	9.98%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.01%
福島県	9.53%	愛知県	10.01%	高知県	10.10%
茨城県	9.73%	三重県	9.81%	福岡県	10.36%
栃木県	9.96%	滋賀県	9.73%	佐賀県	10.51%
群馬県	9.76%	京都府	10.09%	長崎県	10.21%
埼玉県	9.82%	大阪府	10.29%	熊本県	10.32%
千葉県	9.87%	兵庫県	10.17%	大分県	10.20%
東京都	10.00%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.76%
神奈川県	10.02%	和歌山県	9.94%	鹿児島県	10.26%
新潟県	9.33%	鳥取県	9.82%	沖縄県	9.89%
富山県	9.57%	島根県	10.26%	—	—



**2 介護保険料率〔全国一律 / 40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕**

全国一律	<b>1.82%</b> （1.64%から変更）
------	--------------------------

⑨ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★ 静岡県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。全国一律の介護保険料率も変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。



3/10	● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付	
3/15	● 2022年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限	
3/31	● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付	
	● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）	
	● 4月・7月・10月決算法人消費税の中間申告（決算応当日まで）	
	● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告	

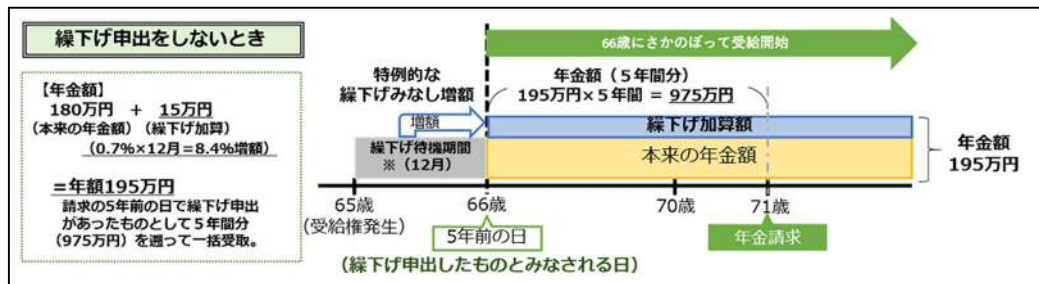
いわゆる令和2年年金改正法による国民年金法・厚生年金保険法の改正で、令和4年4月から老齢年金〔老齢基礎年金・老齢厚生年金〕の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

これを踏まえて、令和5年4月から、次のような制度も施行されます。

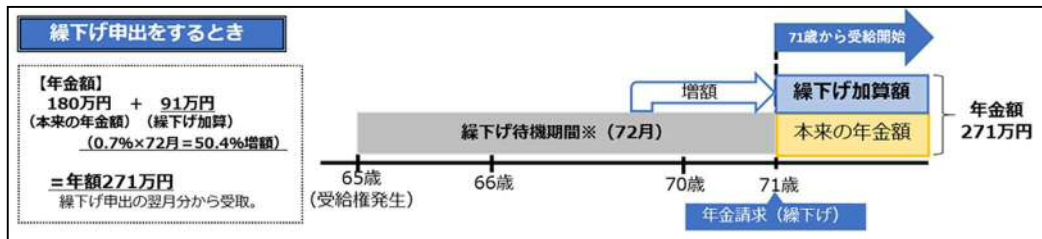
.....いわゆる「特例的な繰下げみなし増額制度」がスタート(令和5年4月~).....

70歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるようにするため、70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります。

例) 71歳まで繰下げ待機し、71歳時点で、繰下げ申出をせず、年金(本来の年金額180万円)を請求する場合.....次のような形で受給できるようになった。



〔参考〕上記のケースで、71歳時点で、繰下げ申出する場合



(日本年金機構/資料)

★ なお、特例的な繰下げみなし増額制度の対象となる方は、基本的には、令和5年3月31日時点で71歳未満の方(昭和27年4月2日以降生まれの方)となります。

また、80歳以降はこの制度を利用できないなどのルールもあります。

必要であれば、気軽にお尋ねください。

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではございません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F  
TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com